

3年次 保護者様

埼玉県立幸手桜高等学校長

令和3年度 諸会費のお知らせ

陽春の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、先日御連絡のとおり令和3年度諸会費につきましては、年次会計より学校にて振替をいたします。
諸会費について保護者の口座からの引き落としは3年次中は行いません。
ただし、就学支援金対象外の授業料徴収対象者の方は、年4回の口座振替があります。

1 諸会費の納入額

項目	PTA会費	4,500
	後援会費	23,100
	空調費	10,200
	生徒会費	9,000
	学 年 費	0
	合計	46,800

年次会計より学校で振替を行います
(保護者の口座からの引き落としはありません)

2 授業料の振替日・納入額 (※就学支援金支給対象者以外の方)

振 替 日	8/26 (木)	11/26 (金)	12/27 (月)	1/26 (水)	年間納入額
各回の納入額	4・5・6月分 29,700	7・8・9月分 29,700	10・11・12月分 29,700	1・2・3月分 29,700	118,800

※8/26振替分は2年次生の7月申請で申請しなかった方及び不認定となった方のみ納入が必要です。

※11/26振替以降については3年次生の7月申請の就学支援金について申請しなかった方及び不認定となった方が対象です。

4 納入方法

- 当日の入金では間に合いませんので、引き落としの前日までに必ず入金をお願いします。
- 再度の引き落としはできませんので、引き落としができなかった場合には、学校からの通知により事務室に現金で納入をお願いすることになります。

4 諸会費の減免について

- 以下の要件に該当し諸会費の納入が困難な場合については、減免を行っています。
(空調費・生徒会費・年次費は減免にはなりません)
希望する場合は、事務室に申し出てください。

【対象者】以下の理由により保護者の所得が市町村民税非課税程度に減少した方

- 1保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、納入が困難となった場合
- 2保護者が死亡又は全治3ヵ月以上の傷病にかかったため、納入が困難となった場合
- 3保護者の失職・転職、離婚等により家計が急変し、納入が困難となった場合
- 4保護者の当該年度の市町村民税(所得割)が非課税で納入が困難な場合
- 5児童福祉法に規定する施設入所・里親委託の場合
- 6生活保護を受給している場合
- 7保護者が受給している児童扶養手当の額が別に定める額以上の場合 など

* 減免については、審査を経て決定となりますので、必ずしも減免になるとは限りませんのでご注意ください。

- 年度途中で自然災害等での被災や家庭状況の変更などありましたら、必要に応じて事務室にご相談ください。
家計急変の場合、授業料の徴収猶予の措置等が該当になる場合があります。

※昨年度より減免を受けている場合は引き続き減免となりますので、改めて申請する必要はありません。

所得・世帯の状況の変化により減免を必要としない理由が生じた場合もしくは、減免の対象に該当する場合は事務室まで御連絡ください。

幸手桜高等学校 事務室
電話0480-42-1303